

土浦市監査委員告示第23号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年6月25日付け土浦市監査委員告示第5号で公表した令和6年度財政援助団体等に対する監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年11月18日

土浦市監査委員	市 原 和 弘
土浦市監査委員	小 坂 博





土教委発第1198号
令和7年11月13日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 小坂 博 殿

土浦市教育長 入野 浩美
(担当課：スポーツ振興課)



令和6年度実施の財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（通知）

監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記



（１）かすみがうらマラソン大会実行委員会補助金の会計処理について。

スポーツ振興課から、かすみがうらマラソン大会実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）へ運営費として入金された補助金について、実行委員会が出納に係る業務を委託している会計事務所が会計処理を行っているが、収入について収入伝票を起票していないため、補助金の入金について実行委員会として把握されているのか明確でないため、収入伝票等補助金入金が明確に把握できるよう整備すべきである。

（２）補助金の交付決定（４月１日）以前に実施した事業の取扱いが補助金交付要項上明確でないことについて。

補助金の交付対象となる事業は、交付決定を受けた後に着手したものが一般的であるが、本件補助金では、補助金の交付決定以前に実施した事業もその対象としている。補助金の交付決定を受ける前に実施した事業については、補助金の交付対象となるか明らかになる前に事業に着手しているため、交付の条件に合わせて事業内容を変更することができないので、場合によっては、補助対象とならないことも考えられるが、そのような事業も補助対象とするならば、その旨を補助金交付要項で定め、補助対象となる事業の内容を明記すべきである。

（３）補助金交付申請書及び補助金交付決定において、補助対象経費が明確でないことについて。

効率的及び効果的に補助事業を支援するために、補助対象経費を定め、補助の目的を達成するために必要な経費を的確に積算する必要があるが、補助金交付申請書及び補助金交付決定に補助対象経費が具体的に明確に記されておらず、補助金が適正に執行されたか確認しがたいので、具体的に明記すべきである。

（４）補助金実績報告書及び決算書に係る補助対象経費について補助金の使途や効果について確認できない。

補助金実績報告書にはマラソン実行委員会の実績報告書及び決算書が添付されているが補助対象経費について具体的に明確に記されておらず、スポーツ振興課の補助金額交付決定に係る起案中にも補助対象経費について具体的な積算の記録がないため、補助金の使途等が確認できないので、具体的な積算の記録を明記すべきである。

講じた措置の内容	(1) これまで補助金入金については、通帳記帳と差引簿への記入により把握しておりましたが、収入伝票を起票したうえ、補助金の入金を明確に把握できるよう整備しました。 (2) 補助金の交付決定（４月１日）以前に実施した事業については、補助対象外としてその経費を除外し、交付決定（４月１日）以後の事業についてのみ補助対象として取扱うこととしました。 (3) 補助金交付申請及び補助金交付決定において、交付申請書及び交付決定通知書に補助対象経費の具体的な記載欄を設け、明記しました。 (4) 補助金実績報告書に補助対象経費の具体的な記載欄を設け、その積算の記録を明記しました。
----------	---